

満 70 歳以上の方対象
「安全運転後付け装置ペダル踏み間違い支援
装置整備費」を補助します

交通事故を防止するため、満 70 歳以上の高齢運転者を対象に「後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置」を町内自動車整備事業社で整備した費用の一部を補助します。

1. 補助対象となる方（①～③をすべて満たす個人の方です）

① 町内に住所を有し、令和 6 年 3 月 31 日現在で満 70 歳以上の方

（町内自動車整備事業社で整備した場合、令和 6 年 3 月 31 日現在で満 70 歳以上の方）

② 自動車運転免許証を保有している方

③ 町税等を滞納していない方

*ただし、過去に同補助金の交付を受けた方は、対象外となります。

2. 補助対象となる車両（①～②をすべて満たす個人の車両です）

① 自ら使用する自己所有の車両

② 令和 5 年 4 月 1 日以降に後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置を町内自動車整備事業社で整備した車両（中古車を含む）

3. 補助金額（上限額）

① 後付け装置導入補助（後付けペダル踏み間違い急発進等抑制装置を整備した場合） 30,000 円

※ 1 人につき 1 台（回）限りです。

4. 申請期限

令和 6 年 3 月 29 日（金）までに申請してください。

申請方法

必要書類を添えて役場住民課（町民生活グループ）に提出してください。

（裏面につづく）

5. 必要書類

- (ア) 補助金交付申請書（役場住民課で配付しています）
- (イ) 同意書（役場住民課で配布しています）
- (ウ) 補助金請求書（役場住民課で配付しています）
- (エ) 後付け装置整備費の領収証の写し
- (オ) 自動車検査証の写し
- (カ) 自動車運転免許証の写し
- (キ) 補助金を振り込む口座情報が分かる書類（通帳等の写し）

6. 問合せ先

厚真町役場 住民課 町民生活グループ

電話 0145-26-7871 FAX 0145-26-7733